

# 「身元調査」はしない、させない、許さない

「身元調査」とは、結婚や就職などの際に、生まれ、家柄、病歴や障がいの有無、学歴や思想など、本人に関する情報を本人の知らないところで調査し、利用することを指します。

このような「身元調査」は、プライバシーの侵害や、前回テーマにとりあげた結婚差別、そして就職差別などの重大な人権侵害につながります。

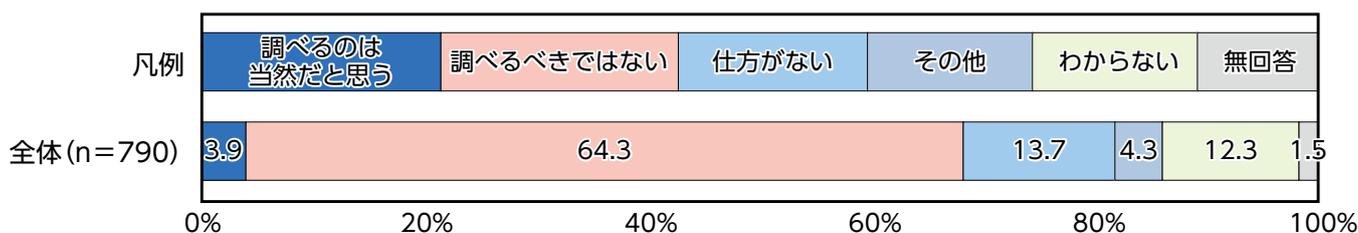
結婚は、本人同士の合意によって成立します。就職は、本人の資質と能力で採用・不採用が判断されるべきものです。

本人にはどうすることもできない、生まれや家柄、病歴、障がいの有無などを調べ、不当な差別を行うことは、その人の「幸せに生きる権利」を踏みにじる行為につながります。

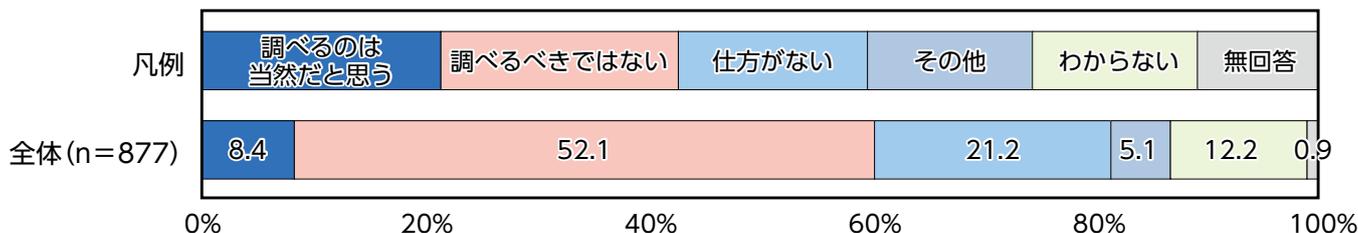
私たちが持っている「知る権利」は、公共性や社会性のある情報を明らかにすることができる権利です。また、学歴や思想などを本人の承諾を得ずに調べることは、プライバシーの侵害です。

私たち一人ひとりが、身元調査は人権侵害であることを認識し、誰もが自分の資質や学んで身につけた能力で未来を切り拓いていくことができる社会を築いていきましょう。

◇(就職や結婚などの場合に)部落\*出身かどうか調べることにについて、どう思いますか。



◇(就職や結婚などの場合に)本人や家族の職業・学歴・収入財産・病歴・障がいの有無などを調べることにについて、どう思いますか。



\*上記グラフの設問でいう「部落」とは、部落差別(同和問題)の解決のための対策事業を行っていた地域のことを示しています。  
 ※グラフの回答率は小数点以下第2位を四捨五入しているため、図表に示す回答率の合計は必ずしも100%にならない場合があります。

掲載グラフは2022年8~9月 宇土市人権に関する市民意識調査より抜粋。1番目のグラフn=790:調査回答数790票をもとに割合を算出しています。2番目のグラフn=877:調査回答数877票をもとに割合を算出しています。

